

第3節 衛生機能の強化

自衛隊が、その任務を遂行するためには、隊員の健康を適切に管理することを通じて、部隊の壮健性を維持していくことが必要である。また、各種事態に対応する隊員の生命を最大限に守れるよう救護など衛生機能の充実に不断に取り組んでいくことが重要である。

加えて、自衛隊の任務が多様化・国際化する中

で、災害派遣や国際平和協力活動などにおける医療などの衛生活動に適確に応えていくことが重要である。

このため、防衛省・自衛隊としては、各種事態や国際平和協力活動などを含め任務を適切に遂行できるよう衛生に関する機能の充実・強化を図っているところである。

1 ■ 自衛隊病院の拠点化・高機能化

自衛隊病院は、各種事態においては、活動地域から後送された隊員などを収容・治療する病院としての役割を果たし、また、平素においては、隊員やその家族などの診療を行う病院としての役割を果たしている。このほか、医療従事者の技量の維持・向上及び養成のための教育機関としての役割も有している。

現在、防衛大綱などに基づき、全国16か所に所

在する自衛隊病院を10か所程度に集約し、効率的かつ質の高い病院を整備する「自衛隊病院の拠点化・高機能化」を推進するなどの施策を進め、質の高い医療体制の確立を図ることとしている。例えば、自衛隊病院の一部においては、地方公共団体の二次救急医療機関の指定を受けて、救急患者の受け入れを積極的に行うなど、医療の高度化を進めている。

2 ■ 防衛医科大学校の機能強化

防衛医科大学校は、防衛省・自衛隊に置かれる唯一の医師、保健師・看護師を養成する機関であり、自衛隊衛生の主たる医療従事者を育成・輩出し、技能を維持・向上させる役割を担っている。

このような中、防衛大綱などにおいて、「防衛医科大学校病院等の運営の改善を含め、効率的かつ質の高い医療体制を確立」するとともに、「防衛医学の教育・研究拠点としての防衛医科大学校の機

能を強化」するとされたことを受け、防衛医科大学校の組織体制や教育・研究機能の強化及び各自衛隊との連携強化を図ることとしている。また、専門的な医療技術を活用し、自衛隊の部隊運用並びに防衛医科大学校の教育及び研究に資するため、先端医療技術を取り込んだ防衛医学先端研究を実施している。

3 ■ 医官・看護師などの育成の強化

任務の多様化に伴い、医官など衛生部門に携わる者に求められる能力が高まっているにもかかわらず、特に医官の充足率は約8割にとどまっている。この要因は医官の離職であり、その主な理由の一つとして「医師としての研修・診療機会の不足」があげられる。防衛省・自衛隊では、防衛医

科大学校を中心とした卒後の臨床教育の充実や、医官の診療機会を確保するための各種取組の促進、感染症をはじめとした専門的な知識・能力の取得・向上、モチベーションの向上など、離職を防止するための各種施策を継続して講じている。

また、14（平成26）年4月、防衛医科大学校医

学教育部に4年制の保健師・看護師の養成課程として「看護学科」¹を設立し、任務の多様化と医療技術の高度化に対応できる質の高い保健師・看護師の養成・確保などに努めている。なお、18(平

成30)年3月に第1期生109名が卒業した。

さらに、多様な任務や特殊な環境での任務を遂行するため、衛生隊員及び医療従事者を自衛隊の病院や学校などにおいて教育・養成している。

4 ■ 第一線救護能力の向上

防衛大綱などにおいて、「事態対処時における救急救命措置に係る検討を行い、第一線の救護能力の向上を図る」とされたことを受け、防衛省・自衛隊として米軍などにおける取組を調査し、適確な救命のための検討を進めてきた。この検討を深化させるため、15(平成27)年4月、防衛省において部外の有識者からなる「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会」を開催し、16(平成28)年9月、検討会における議論などを踏まえた報告書²がとりまとめられた。防衛省・自衛隊は、本報告書も踏まえつつ、第一線において負傷した隊員の生命を最大限に守るた

めの態勢の整備を進めている。具体的には、准看護師かつ救急救命士の資格を有する隊員が、第一線において負傷した隊員を自衛隊病院などに後送される前の現場において専門的な救護処置³を実施できるようにするため、平成29(2017)年度から当該資格を有する隊員に対して、必要な知識・技能を身につけさせるための教育・訓練を開始している。また、この教育訓練課程を修了した「第一線救護衛生員⁴」の部隊への配置についても開始された。併せて、「第一線救護衛生員」の携行衛生資材の整備も行っている。

5 ■ 感染症への対処能力の強化

14(平成26)年の西アフリカにおけるエボラ出血熱への対応などを踏まえ、国際的に脅威となる感染症対策について、関係行政機関の緊密な連携のもと、政府全体としてその効果的かつ総合的な推進を図るため、15(平成27)年9月に「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」が設置され、同年同月に「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」が決定された。この基本方針において、「自衛隊の海外での活動に資するための専門性を有する人材の養成や、防衛医科大学学校などを含めた態勢の整備を加速することにより、防衛省・自衛隊における感染症対応能力の向上を図る」とされたことを受け、防衛省・自衛隊としても国際的に脅威となる感染症への対応

能力向上に関する各種検討を行っている。これらの検討も踏まえ、感染症対処能力の向上のための人材育成や、感染症において最も危険性が高いとされる一類感染症⁵の罹患患者に対する診療態勢を整備するため、防衛医科大学学校病院及び自衛隊中央病院に所要の施設機材の整備などを行っており、自衛隊中央病院については、17(平成29)年4月に第一種感染症指定医療機関の指定を受けるとともに、感染症対応に係る訓練を実施している。

また、感染症への対応能力向上の資とするため、諸外国における先進的な取組について調査するとともに、防衛医学交流などを活用して情報収集を行っている。

1 看護学科には、保健師及び看護師の資格を持つ幹部自衛官となる者と、同資格を持つ技官となる者の二つの養成課程がある。

2 「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 報告書」(平成28年9月)

3 負傷により気道閉塞や緊張性気胸の症状等となった者に対する救護処置や、痛みを緩和するための鎮痛剤の投与などの処置

4 第一線救護衛生員とは、准看護師(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第6条に規定する准看護師をいう。)の免許を有し、かつ、救急救命士(救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士をいう。)の免許を有する隊員のうち、緊急救命行為に関する訓令(平成28年防衛省訓令第60号)第4条に規定する協議会が認定した訓練課程を修了したものをいう。

5 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条)

VOICE

第一線救護衛生員の認定を受けて（高柳曹長） 第一線救護衛生員集合教育初年度教育主任を終えて（小岩井3佐）

COLUMN

陸上自衛隊衛生学校（東京都世田谷区）

陸曹長 たがなぎえつし 高柳 悦史

第一線救護衛生員は特定の条件下で輪状甲状靭帯切開等の緊急救命行為を行い、第一線において負傷した隊員の救命率を向上させるのが使命です。

訓練内容は、米軍等が採用しているガイドラインも参考としており実戦的かつやりがいのある充実したものでした。最終試験は特に緊張しましたが、臨場感のある環境下で負傷者を模したシミュレーターから症状を読み取り、何ができるか自ら考え、実際に使用する衛生資材を駆使して最善を尽くした結果、無事に認定を受けることができました。

今後は第一線救護衛生員の一員となった重責を自覚し、日々研鑽するとともに後進の教育に携わっていく所存です。



緊急救命行為訓練中の筆者
(高柳陸曹長)

陸上自衛隊衛生学校（東京都世田谷区）

教官 3等陸佐 こいわい かずき 小岩井 和樹

第一線救護衛生員の誕生は自衛隊衛生にとって、「真に救える衛生」への変革の第一歩です。

人体に侵襲的な処置（※）を行うためには、高度な知識、技能が要求されます。ゆえに専門知識を教え、心理的・環境的に大きな負荷を伴うリアリティを追求した訓練に取り組みさせることで、極限の状況でも適確な処置ができることを目指しました。初年度に集合教育で養成した第一線救護衛生員は、大変熱心に修学し、信頼に足る識能を修得しました。皆を誇りに思います。

今後とも実効性ある衛生支援態勢・体制の確立に寄与して行きたいと思えます。

※切開や針を刺すなど人体に影響を及ぼし得る、治療を目的とした外的な行為



第一線救護衛生員認定試験の
補助官を務める筆者
(小岩井3等陸佐)